

瑞穂市監査委員告示第6号

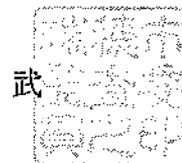
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年3月27日

瑞穂市監査委員 堀



瑞穂市監査委員 堀



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
行政監査 H30.9.11～ H31.2.25	資金前 渡事務	(2)立替払について	<p>地方自治法によれば「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる」と限定されており、平成29年6月実施会計研修の資料においても、立替払は認められていない旨の注意喚起がなされている。</p> <p>公費の支出に私的なポイントカードを用いて職員個人にポイントが付与されていたことは、私的に利益を得たということであり、極めて問題である。</p> <p>資金前渡金額には含まれていないものの、添付されていた領収書には職員が個人的に必要なであった飲料も併記されており、公私混同甚だしい状況である。</p> <p>計画的な支出に努めるとともに、公費と私費を十分に意識して事務に従事すべきである。</p>	措置済	適正な資金前渡事務処理となるよう、令和2年1月15及び16日に実施した会計事務研修で職員に周知を行いました。	会計課
		(3)精算遅延について	<p>瑞穂市会計規則によると、随時の経費に係る資金前渡については、その要件終了後5日以内に精算する旨が規定されている。</p> <p>死体検案書作成手数料も教育長激励金に関しても精算事務を失念していたとのことである。今後は精算遅延とならないよう確認体制の強化等により再発防止に努めていただきたい。</p>	措置済	要件が終了したらすぐさま精算を行うよう、令和2年1月15及び16日に実施した会計事務研修で職員に周知を行いました。	会計課
		(4)資金前渡金額について	<p>予算編成方針に食糧費は原則なしと示されているにも関わらず、民生委員・児童委員研修会において食糧費が執行されていた。早急に食糧費に関する支出を見直すべきである。</p>	措置済	各単位民児協における研修時の食事代であることから、今後は、一般会計から支出しません。	地域福祉高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
行政監査 H30.9.11～ H31.2.25	資金前渡事務	(5) 資金前渡等記録簿の活用について	<p>瑞穂市会計規則では「会計管理者は、収支等命令者に資金前渡等記録簿を提出させ、前払資金の支払、精算及び戻入がなされていることを確認しなければならない」と定められており、規則に反していた。</p> <p>今後は適切な資金前渡事務となるよう資金前渡等記録簿を活用していただきたい。</p>	措置済	<p>資金前渡等記録簿については、資金前渡金を年間通じて管理する場合等、長期口座がある場合に活用するとし、令和2年1月15及び16日に実施した会計事務研修で職員に周知を行いました。</p>	会計課
		(8) 事務処理について	<p>はかり定期検査実施通知書の通知日から判断すると、資金前渡により現金を受領するための事務処理を行う十分な期間があったと言える。期日が近づいてから急いで事務を行うと、当然に事務の誤りが生じる可能性は高くなる。</p> <p>職員には連絡事項として、窓口払による資金前渡は支払予定日の1週間前を締切とする旨アナウンスされている。今後は早めの事務処理を心掛けていただきたい。</p>	改善進行中	<p>資金前渡に限らず、早めの事務処理を心掛けています。</p> <p>各学校で起票する伝票は学校教育課を経由するため、会計課での審査、支払処理までに時間を要することを学校事務職員に周知し、請求書が届き次第速やかに起票するよう、早めの事務処理を促しています。</p>	学校教育課
		(10) 会計研修の実施について	<p>平成28年度実施の定期監査における措置状況として「平成29年6月28及び29日に両庁舎において職員研修会を開催し、適正な会計事務処理について周知を行った」との回答であった。しかし、当該監査において、適切とは言い難い資金前渡事務を多数確認した。</p> <p>今後は、職員の資質向上及び会計事務処理の適正化を図るため、当該監査結果を踏まえ、各課の会計事務担当者や新入職員等を対象とし、定期的に会計研修を実施していただきたい。</p>	措置済	<p>職員の資質の向上及び会計事務処理の適正化を図れるよう、令和2年1月15及び16日に会計事務研修を実施しました。</p>	会計課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
定期監査 H30.11.29	医療保険課	(1) 対象者拡大に伴う効果検証について		措置済	福祉医療(対象者数・医療費)の年度推移をデータ化しましたので、令和2年4月から子育て支援・定住促進対策担当部署へ提供します。 事業実施にあたっては、EBPMの徹底を図ります。	医療保険課
		意見	医療費無料化の対象者を拡大した目的が子育て支援、定住促進対策であるならば、拡大したことによる効果があったのか、なかったのか検証は必要である。 今後において、この事業に限らず当市で新規の事業を実施する場合には、効果検証ができるようにしていただきたい。			
		(2) 医療費適正化の取り組みについて		措置済	福祉医療費の月別状況を見定めて、園児・児童・生徒には適正化の啓発チラシを配布するようにしました。 また、令和2年4月から国民皆保険を維持するために可能な広報媒体を活用して医療費適正化の意識啓発を始めとする情報発信を行います。	医療保険課
		結果	夏休み期間に多くの方が受診すると思われるという推測で医療費適正化チラシを配布しているが、実際は平成29・30年3月診療分の福祉医療費(乳幼児等)の助成額が最も高かった。 推測で事務をするのではなく、実際のデータを活用し、配布時期等を検討すべきである。また、チラシを配布するだけでなくホームページ等を活用した啓発もすべきである。			
(4) 料理教室(ランチョンセミナー)について		措置済	瑞穂市予算編成方針の基準額に該当しないか検討しましたが、当てはまりませんでしたので、令和2年度から基準額を参考に明確な根拠に基づく金額を協議したうえで依頼します。	医療保険課		
意見	瑞穂市予算編成方針の報償費の基準額があるにもかかわらず、健康推進課の謝礼額を積算根拠とし積算方法を確認せず安易に同じ額を支出することは適切とはいえない。今後はまず、基準額で講師依頼を検討すべきである。基準額での依頼が困難な場合に限り、その有用性や謝礼額の積算根拠について起案書等を用いて十分に協議したうえで講師を依頼していただきたい。					
		(5) 歯科健診について		措置済	令和2年度より、市長の施策である「9020」事業の実施、法律改正に伴う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に伴い、口腔歯科を担当する者を割り当て充実をさせます。	医療保険課
		意見	特定健康診査等実施計画では、歯科健診を歯と歯ぐきの健康づくりから行う生活習慣病予防として実施しているが、受診者の口腔内の状態が把握できていないため効果は不明である。今後は、健診を実施するだけでなく受診結果のデータ化等を行い受診者の口腔内の状態を把握し効果検証を行っていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
			(6) 国民健康保険事業特別会計への法定外繰入金について	措置済	国民健康保険が都道府県化された平成30年度の決算について財務分析を行い、令和2年度予算から充当財源を明確にして必要最少限の法定外繰入額となるようにしました。	医療保険課
		意見	平成29年度法定外繰入をしなくても、平成29年度繰越金は11,700,347円が発生していたことになり、法定外繰入金の必要性について疑問である。今後は、必要最小限の法定外繰入額となるよう必要性も含め検討していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
定期監査 H30.10.9	健康推進課	(1) がん検診について				
		意見	受診者数は、各検診ともに上昇傾向であるが、種類別での受診率の開きが大きい。受診率の低いがん検診の受診者数を、他の検診の水準まで引き上げるよう努力していただきたい。	措置済	今年度は集団検診(胃・肺・乳がん)でのWEB予約の導入により予約の混雑を解消し、新規受診者数が増加しました。また、受診勧奨年齢層が見やすく理解しやすいチラシや個別勧奨通知を工夫した結果、肺・乳・子宮頸がんについて、受診者数が増加しました。次年度はこの取り組みを受診率の低い胃がん検診に活用する事を計画しています。	健康推進課
		意見	未受診者への受診勧奨は、単年度限りで放置することなく、長期的にフォローできるよう、継続的に取り組んでいただきたい。	措置済	個別勧奨について、対象年齢や案内の内容・様式を工夫し、継続的な取り組みを行いました。	健康推進課
		意見	同日検診は、受診率向上のための効率的・効果的な取り組みであり、総合センターでの実施は場所的に困難であることから、西部複合センターでの受診を、公共交通網を活用する等、積極的に推進していただきたい。 また、2か所での検診を、将来はどうするか、今から検討していただきたい。	改善進行中	継続的に公共交通機関の活用を推進しています。 総合センター実施は場所的に困難ではありますが、必要とする市民の声もあり、今後2か所での検診をどうするかを継続して検討していきます。	健康推進課
		(2) 若年層健診(goodライフ健診)について				
		意見	goodライフ健診は、受診機会のない個人の健康管理と、将来の医療費抑制に寄与する取り組みであるが、単年度限りの指導では効果も薄い。複数年かけて継続的に指導していただきたい。 また、肥満・脂質異常の解消は、食育、栄養管理、運動等の多方面に及び、担当課の取り組みだけでは限界があるので、関係各課・各団体と情報共有する等、横の繋がりを密にして医療費削減に向けた取り組みを推進していただきたい。	改善進行中	成人式では啓発グッズと健康意識啓発チラシを配布しました。また、昨年度より管理栄養士の配置されている部署の食育担当者会議を継続、goodライフ健診の分析結果報告を含めた情報の共有と幼児期からの継続的な食育指導を図りました。 次年度は、受診機会がない子育て世代の主婦層の受診者増加に重点を置き、本人だけでなく配偶者も含めた家族の健康生活基盤づくりの強化を目指します。	健康推進課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
定期監査 H30.10.9	健康推進課	(3) 妊婦健診について	<p>妊婦健診は、妊婦・胎児の健康管理を充実させ、ハイリスク出産を予防し、安全・安心な出産に結び付ける上から推奨されており、それに伴う公費負担は、財政上、地方交付税措置が講じられていることから、初期からの妊婦健診の受診を周知啓発していただきたい。</p> <p>妊婦歯科健診は、受診率が25.7%と低いものの、受診者の大半が要指導・要治療であった。歯は健康の原点であることから、受診率向上に向けて努力していただきたい。</p>	改善進行中	<p>妊娠11週未満での母子健康手帳交付は94.4%と初期に交付しているのがほとんどです。</p> <p>妊婦歯科健診はH30年度は49%と前年度よりは上昇しましたが、今後も母子健康手帳交付時に健診時期や受診の必要性を伝えていきます。また、要指導・要治療者が約8割を占めていることから、受診後の治療状況を確認するなど健診後の支援を考えていきます。</p>	健康推進課
定期監査 H30.10.9	健康推進課	(8) 予算執行について	<p>支出負担行為の遅延や伝票の2重計上は、単なる事務上のミスに止まらず、例月出納検査において前月報告値との差異が生じる遡及問題に直結しており、厳に慎むべきである。</p> <p>請書等の支出負担行為は遅滞なく起票し、予算執行状況は常時確認していただきたい。</p>	措置済	<p>今後も事務の遅延やミスのないよう予算執行状況の把握に努めます。</p>	健康推進課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
随時監査 〔瑞穂総合 クラブ運営 業務委託〕 H30.5.31 ～ H30.7.26	生涯学 習課	(3) 類似事業について	担当課からは瑞穂総合クラブと総合型スポーツクラブやスポーツ少年団との違いについては、技能レベルの違い等の説明がなされたが、重複している部分も多いことから、費用対効果の観点も含め、瑞穂総合クラブの在り方を検討していただきたい。	不 (未) 措置	瑞穂総合クラブは国が推進する「土曜の教育活動」に位置付け、事業を実施しています。 総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団はどちらもスポーツを中心としたクラブであることから類似性はありますが、スポーツ少年団は基本的に小学校卒業までであり、生涯にわたるスポーツ推進の観点から年齢に制限の無い総合型地域スポーツクラブとすみ分けされています。	生涯学 習課
		(4) 会員登録システムについて	会員登録システムを用いて一層特色ある講座づくりを目指すとともに、登録情報を多面的に活用し、市の教育発展に役立てていただきたい。	改 善 進 行 中	会員登録システムの返還を受け、システムを用いた一層特色ある講座づくりを目指し、登録情報の多面的な活用を検討中です。	生涯学 習課
随時監査 〔「瑞穂総合 クラブ運営 業務委託」〕 H30.5.31 ～ H30.7.26	生涯学 習課	(6) 青少年育成市民会議まとめの会について	青少年育成市民会議まとめの会での発表・作品展示に関する支出は、仕様書から判断すれば委託業務の一部と考えられることから、委託先と協議し是正していただきたい。	措 置 済	本年度より瑞穂総合クラブ運営業務委託は行っておらず、また、青少年育成市民会議まとめの会の発表・作品展示に関する業務委託も行っておりませんので、まとめの会につきましては生涯学習課にて事務・予算執行しました。	生涯学 習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
財政援助 団体等監 査 (瑞穂市体 育協会) H30.10.31 ～ H31.1.11	生涯学 習課	(9) 基金の活用について 結果	<p>瑞穂市基金条例には、設置の目的として「体育振興の財源に充てるため」と定められており、体育振興に必要な事務的経費であるので基金を活用できない理由にはならない。</p> <p>他にも基金の活用も考えられたとの回答については、具体的にどのような事業に充てるか説明がなされず、基金の活用は考えていなかったと言わざるを得ない。</p> <p>基金の設立経緯等も考慮の上、基金所管課と十分に協議し、適切な基金の活用を早急に検討すべきである。</p>	改善 進行中	適正な基金の活用については、検討中です。	生涯学 習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当		
財政援助団体等監査 (特定非営利活動法人Link-upみずほ) H30.5.31～ H30.7.26	生涯学習課 Link-upみずほ	生涯学習課について						
		(8)補助金の交付について			措置済	対象団体との協議において令和2年度をもって補助金の交付は終了するため、令和3年3月31日でLink-Upみずほ補助金交付要綱を廃止します。		生涯学習課
		意見	各団体の補助金交付上限額を明記しなければ、各団体からの補助金申請額は増加する可能性がある。 Link-upみずほの団体名変更による要綱改正に合わせ、関係する規則等に交付上限額を明記するとともに、交付上限額を定めてからも常にその状況を注視し、適切な補助金交付に努めていただきたい。					
		(9) 巢南公民館の使用料及び水道光熱費について			改善進行中	当該法人と協議の上、行政財産の目的外使用として使用料を徴収する方向で考えています。 徴収開始時期は今後双方協議して決定します。		生涯学習課
意見	巢南公民館の使用料や水道光熱費等の支払について、Link-upみずほからは真摯に受け止め対応するとの回答であった。 他団体の状況と上記Link-upみずほの意向を考慮し、今後の施設使用料や水道光熱費について前向きに検討していただきたい。							

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
定期監査 H29.10.30	秘書広報課	(5)	国際交流について	改善 進行中	増加する外国人対策としての多文化共生とボランティア団体の活動との連携を視野に該当団体等と協議検討を行います。	市民協働安全課
		意見	現時点では、ボランティア団体「国際交流MIZUHO」が主催するウェルカムパーティの食糧費や京都へのバス借上料などへの支出に明確な根拠はない。 市が関与する必要性も含め当事業の有用性を検討し、明確な支出根拠を定め、国際交流を押し進めていただきたい。			
		意見	ウェルカムパーティの食糧費として接近した日付で「保存のきくもの」と「保存のきかないもの」に支出伝票を分割した明確な理由は示されず、単に50,000円以上の物品購入を行う場合の事務手続きを避けたものと考えられる。 今後は、安易に発注を分割せず、定められた事務手続きを行っていただきたい。	措置 済	瑞穂市会計規則等に規定された事務手続きを遵守して進めました。	市民協働安全課
		(7)	職員の衛生、福祉、健康及び職場環境について	措置 済	未受診者がゼロになるよう、積極的に健康診断の受診を呼びかけ、診断日の案内の仕方について、インフォメーション、メール、通知文等を工夫するとともに受診しやすい環境を整備した。今後も「瑞穂市職員衛生管理規程」に沿って、職員の健康管理に努める。	総務課
意見	健康診断の未受診者に対して受診の機会を与えているので問題ない旨の回答であったが、積極的に健康診断の受診を呼びかけ、職員の健康管理に努めていただきたい。					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R2.2時点)	回答担当
定期監査 H28.11.28	地域福祉高齢課	意見	<p>(1)居宅介護者慰労事業助成金について</p> <p>現在の制度では、短期入所サービスを利用せず居宅においてのみ介護する場合は一切助成されず、介護者の労をねぎらうことを目的とする趣旨に反している。他市町の助成方法を参考にし、例えば短期入所サービスの利用の有無に関わらず定額で助成するなど、居宅にて介護している方へ公平に助成できるよう規則の見直しを図り、目的に適合した事業となるよう検討していただきたい。</p>	不 (未) 措置	<p>介護者への慰労助成金として、短期入所サービスの利用の有無に関わらず定額で助成する方法や、介護慰労期間を効果的な介護技法を習得する期間と捉えるなど現行制度の拡充も検討したが、現行制度が利用件数等の状況から、慰労事業助成として定着していると思われることから、現行の制度を継続する。</p>	地域福祉高齢課